

杉並区子どもの権利に関する条例(令和7年4月1日施行)

杉並区いじめの防止等に関する条例(令和7年4月1日施行)に当たって

杉並区の小学生(高学年)の皆さんへ

皆さんは、学校や地域での毎日の生活の中で、友達と関わりながら様々なことを学び大きく成長しています。その中で、楽しいことばかりじゃなく、時には悩んだり、辛くなったりすることもあるかもしれません。そのような時に大切なのは、皆さん一人ひとりに「守られる権利」があることを知り、安心して学校生活を送ることです。

杉並区では、令和7年4月に「子どもの権利に関する条例」と「いじめの防止に関する条例」という二つのきまりをつくりました。これは、皆さんが安心して学び、成長できるようにするための約束です。

「子どもの権利に関する条例」は、皆さん一人ひとりの意見や気持ちが尊重され、のびのびと学び、自分らしく成長できるようにするための約束です。

「いじめの防止に関する条例」は、いじめを許さず、みんなが助け合って安心して過ごせる学校をつくるための約束です。

皆さんには、どんな時でも自分の気持ちや意見を大切にしてほしいと思います。そして、困ったときや悩んだ時には、信頼できる大人や友達に相談してください。学校の先生や家族、スクールカウンセラー、地域の方々など、皆さんを支える人はたくさんいます。きっと力になってくれるはずです。

杉並区は、皆さんがのびのびと学び、友達と支え合いながら、安心して過ごせる学校をつくるために努力し続けます。皆さんは、友達と仲良く助け合いながら、元気に学校生活を送ってください。皆さんの成長を心から応援しています。

保護者・地域の皆様へ

子どもたちを守り、成長を支えるためには、学校だけでなく、御家庭や地域と連携・協力することが何より大切です。そして、子どもたちが安心して悩みを相談できる環境を整え、見守ることが必要です。

杉並区は全ての子どもたちが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、皆様とともに、希望ある未来を築いてまいります。御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

令和7年5月 杉並区教育委員会 教育長 渋谷 正宏